	質問	
番号	※換地処分公告日の10月10日(金)は、予定日です。 予定日を基にスケジュールを記載しておりますのでご了承ください。	回答
1	申出訂正をしたらマイナンバーカードの「住所変更」が必要ですか?	「住所変更」の手続が必要です。 ・申出訂正の住民異動届を郵送した場合 10月14日(火)以降に「住所変更」の手続をしていただければ問題ありません。マイナンバーカードの追記欄に「換地処分後の住所地」を印字します。 ・申出訂正の住民異動届を郵送せず、ご自身が窓口にて10月10日(金)以前に申出訂正の手続を行った場合 申出訂正時と10月14日以降の2回「住所変更」の手続が必要となります。
2	換地処分後にマイナンバーカードの住所変更の手続が必要ですか?	「住所変更」の手続が必要です。 「住所変更」の手続によって、マイナンバーカードの追記欄に新しい住所が印字されます。
3	換地処分後にマイナンバーカードの住所変更をしたいが、追記欄がすでに満欄で新しい住所が 印字ができない。どのように手続をすれば良いですか?	新しいマイナンバーカードの発行手続ができます。この場合、「換地処分後の住所地」で申請・交付ができますので住所変更の手続は不要です。電話をいただければ、新しいカード発行のための申請書を住所地へ郵送します。その申請書を使い、「インターネット」や「郵送」にて申請してください。発行までおおよそ、1か月程度かかります。また、豊田市役所本庁に「マイナンバーカード」と「(a) または(b) 1点」の本人確認書類をお持ちいただければ、「特急発行」により、1週間ほどでカードの発行ができます。その際マイナンバーカードは窓口で回収させていただきます。  (a)・(b)の本人確認書類は下記のものになります。 (a) 運転免許証、旅券(パスポート)、身体障がい者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、在留カード等(顔写真付きに限る。) (b) 健康保険の被保険者証または資格確認書、診察券、医療受給者証、学生証、資格証、マイナンバーカードや在留カード(顔写真なし)等(「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されたものに限る。)
4	マイナンバーカードの住所変更の手続は誰ができますか?	本人、法定代理人(注釈:本人が15歳未満の方または成年被後見人の場合) または 同一世 帯員が手続できます。
5	10月10日(金)の換地処分公告日の翌日以後、いつまでにマイナンバーカードの住所変更の手続を行えば良いですか?	カードの「住所変更」の手続に期限はありません。 ただし、カードの住所欄は換地処分前の住所になっています。また、申出訂正により署名用電子証明書(※)は自動で失効しています。ご都合のつく日に手続にお越しください。  (※)署名用電子証明書:インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。・電子申請(e-Tax等) ・民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など
6	マイナンバーカードの住所変更の手続は何を持って行けば良いですか?	ご本人様の場合: マイナンバーカードをもって、暗証番号が分かる状態でお越しください。 法定代理人の場合: ・本人のマイナンバーカード (備考)暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。 ・官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(法定代理人分) 例:マイナンバーカード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カード・障がい者手帳等・代理権の確認書類(戸籍謄本またはその他の資格を証明する書類。ただし、本籍地が豊田市の場合または本人が15歳未満の方で代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要です。) 同一世帯員の場合(※): ・本人のマイナンバーカード (備考)暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。・官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(同一世帯員分) 例:マイナンバーカード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カード・障がい者手帳等 (※)同一世帯員の場合:カードの住所変更はできますが、署名用電子証明書の住所変更の手続きは即時対応できません。後日、本人様に来庁していただくか、文書照会の手続きとなります。